Weekly コラム

令和6年12月11日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄



senBa

^R 活動方針

当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑚と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

空き家の譲渡所得の 3,000 万円 特別控除

◆使いやすくなった? 特別控除

被相続人(故人)の居住の用に供していた 家屋や敷地等を相続した相続人が、相続開始の日から3年を経過する日の属する年の12 月31日までに、一定の要件を満たしてその家屋や敷地等を譲渡した場合に、譲渡所得から3,000万円を特別控除する、いわゆる「空き家の3,000万円控除」ですが、令和5年度の税制改正で、令和6年1月1日以降に行う譲渡については、一部要件等の変更がありましたので、おさらいしてみましょう。

◆主な要件は変わらず

特例対象になる「家屋」および「敷地等」に ついては、大きな変更はありません。 大まかな 要件としては

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家 屋
- ②区分所有建物登記がされている建物でない
- ③相続開始の直前に被相続人以外に居住していた人が居ない(ただし被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等に入所していたなど、一定の要件を満たしていれば OK)
- ④売った人が相続または遺贈により取得した もの

- ⑤相続から譲渡までに事業や貸付または居住の用 に供されていたことがない
- ⑥売却代金が1億円以下
- ⑦一定の耐震基準を満たすものか、被相続人居住 用家屋の全部の取壊しをした後に敷地を売却する (令和5年までの要件)
- ⑧他の特例を使用していない

等です。

◆令和6年1月1日からの変更点

今までは耐震基準を満たしていない場合は、耐震 改修を行うか、取壊した後に譲渡しなければなりませ んでしたが、令和6年1月1日以降の譲渡について は、そのまま売却しても、譲渡後に買主が譲渡の日 の属する年の翌年2月15日までに耐震改修もしくは 取壊しを行った場合でも、適用されることになりまし た。

また、譲渡所得の金額から3,000 万円の控除については、相続人の数が3人以上の場合は1人あたり2,000 万円の控除になりました。

記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、 skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。